

# 産業建設常任委員会審査日程

日 時 令和4年6月8日（水）  
民生福祉常任委員会終了後  
場 所 第1委員会室

## ～審査内容～

- 1 陳情書（大谷地区住民宅に隣接した場所に、新たに4つ目の残土処分場を『山陽小野田市土地開発行為の手続き等に関する条例施行規則』第3条「土地開発届出書」の内、「ただし」書き「市長が必要ないと認める場合は、この限りでない」を適用して「同意」もなく強制的に設置しないよう関係機関に要請していただくための陳情について）

(表紙)

大谷地区住民宅に隣接した場所に、新たに4つ目の残土処分場を『山陽小野田市土地開発行為の手続き等に関する条例施行規則』第3条「土地開発届出書」の内、「ただし」書き「市長が必要ないと認める場合は、この限りでない」を適用して「同意」もなく強制的に設置しないよう関係機関に要請していただくことに関する陳情書



## 陳情書

(件名) 大谷地区住民宅に隣接した場所に、新たに4つ目の残土処分場を『山陽小野田市土地開発行為の手続き等に関する条例施行規則』第3条「土地開発届出書」の内、「ただし」書き「市長が必要ないと認める場合は、この限りでない」を適用して「同意」もなく強制的に設置しないよう関係機関に要請していただくための陳情について

### (要旨)

大谷地区周辺には、生活道路である市道後潟殿町線の両サイドに、すでに稼働中の残土処分場が3カ所と産業廃棄物処理場1カ所があり、住民はまさに処分場内で生活している観があります。静かな山間の開拓地を起源とする同地区は4カ所の処分場を抱える今や埋め立て地と化し、行き交う作業用トラックと作業から生まれる切迫した交通事故の恐怖や振動・騒音により、不健康で不安な生活を強いられています。その上さらに残土処分場が設置される予定であると言う。市役所の関係機関が一地域住民に「同意」もなく、残土処分場の設置を押しつけることは、憲法13条の幸福を追求する権利を奪う行為であるし、令和4年度の施政方針で説明された「持続可能な地域社会形成の大前提」である「住み慣れた地域で安心して暮していける」とはとてつもなくかけ離れた専決行為であります。

この設置が住民の「同意」もなく許可されると住民の生活は、今よりもさらに悪化すると考えられますので関係機関に、『山陽小野田市土地開発行為の手続等に関する条例』に則り、事業者と関係者の協議をもとにした『同意書』の提出をまって許可するよう関係機関に要請していただきますようお願い申し上げます。

### (理由)

1 私たち大谷住民は「死ぬまで大谷で暮し続けたい」という強い希望がある。

令和3年7月14日に市役所で大谷自治会長は市担当者と事業者に、残土処分場の設置に「同意しません」と大谷地区住民9割の意見を、代表して伝えました。

令和4年3月11日に市担当者から「業者の事業計画が一部の者が反対するために計画の推進が出来なくなることを防ぐため」に「同意なし」で許可する方向で話が進められているとの連絡ありました。『山陽小野田市土地開発行為の手続等に関する条例』にそつた、事業者と関係者の協議もなく、市長の施政方針「高齢者も安心して暮し続けることができる住みよい地域づくり」とは全く反する、住民の生活実態を無視した、ただ『山陽小野田市土地開発行為の手続き等に関する条例施行規則』第3条土地開発届出書の内、「ただし」書き「市長が必要ないと認める場合は、この限りでない」だけで機械的に専決行為がなされていることに驚きました。

令和4年3月27日コロナ禍、市内の感染者数が増加傾向にありましたが、大谷住民はピンチ上、やむにやまれず総会を開き、3月29日に、総意である「同意のない許可は出

さないで欲しい」という『要望書』を都市計画課長に提出しました。新年度が始まり『中期基本計画』による「住み慣れた地域で安心して暮していける」まちづくりが施策であるにもかかわらず、4月18日『要望書』の内容に基づかない「同意は必要ない」との回答でした。このような対応は、『要望書』に書いた生活実態に対して真摯に取り組まれないと判断せざるを得ません。

## 2 交通安全上の危険度が増している。

大谷住民数は24名、内70歳以上が13名で一日中家に居て、通院を必要とする方も多く住んでいますし、また買い物をする場所は4km以上離れているので、自家用車を使っています。

道路（後潟殿町線3km、道幅3.3m大型トラックがやっと通れる幅）は一車線で大谷自治会員は生活道路として通院・買い物・通勤・散歩等に利用しています。

現在、この道路を中心にして道路の後潟側入り口に化薬ヌーリオンの工場をはじめ、残土処分場（稼働中3、休止1）産業廃棄物処理場が1、資材置き場が1あり、大型トラックが行き交っているにもかかわらず、大型トラックと離合できる場所は5カ所で、他は私有地が公然と使われて、住民には負担です。特に、この度届出がされた残土処分場の周囲には、すでに2カ所の残土処分場が稼働しており、千崎地区にある産業廃棄物処分場等に続く道との分かれ道から2カ所の処分場までの道のりは約1kmあり、その間に大型トラックとの離合場所は1カ所しかありません。後は人家への進入路や玄関口で、大型トラックの進入は困難です。自然に、住民の運転する車が離合場所まで避難するしかありません。

このような道路状況の中で生活する大谷自治会員は、毎日「ヒヤリ運転」を強いられて生活せざるを得ない状況に追込まれています。

## 3 騒音と振動で心的、物的に支障が出て被害妄想に陥ってしまうような精神的に不安定な症状が現われている者さえいる。

道路は山道なので、運搬時エンジンの動力を大きくしなくてはなりません。また、山間なので作業音が響き渡ります。大型トラックの走行から出る騒音と作業音で、いつまでこのような状態が続くのかと精神的に追込まれる日々が続いています。

## 4 私有財産が被害を受けている。

道路幅が3.3mしかなく、カーブではトラックが曲がりきれず、私有地に入り込み当たり前のように道路として使用され、私有財産が被害を受けています。また、道路脇の家では、これまでなかった壁が落ちたり、石垣やブロックにひびが入ったりした被害も受けています。

## 5 残土処分場予定地に隣接する大谷堤は農業用水をためておく施設で、近い将来地震等による想定外の災害が起こる予想がなされている今日、汚水の処理施設の強度が大きな課題となる。

大谷堤は渡り鳥の生息場所であり、また圃場整備をした後潟開作の農業用水の供給堤です。残土処分場から出る汚水は大谷堤に入ります。市民としては風評被害が心配です。

以上のとおり、現在大谷地区住民は悲惨な環境の中で、生命を保持するためのぎりぎりの生活を送っています。これ以上の生活環境の悪化は希望しません。また、大谷堤は市民にとって重要なため池です。

議長様には、大谷地区住民に憲法13条の保障する「幸福追求」の権利をお認めになり、『山陽小野田市土地開発行為の手続等に関する条例』にそって、事業者に事業説明を聞く機会や、交通安全や防塵、騒音等の対策について話し合う協議の時間を何度ももち、その上で、地元関係者の同意をもって許可するよう関係機関に要請していただきますよう切にお願い申し上げます。

令和4年4月27日

陳情者代表

山陽小野田市大字郡437番地79

大谷自治会長 石川友一

電話

外18名

山陽小野田市議会議長 高松秀樹 様

大谷地区住民宅に隣接した場所に、新たに4つ目の残土処分場を『山陽小野田市土地開発行為の手続き等に関する条例施行規則』第3条「土地開発届出書」の内、「ただし」書き「市長が必要ないと認める場合は、この限りでない」を適用して「同意」もなく強制的に設置しないよう関係機関に要請していただくための陳情書に同意する関係者名簿

NO.	住所	氏名
1	山陽小野田市大字郡437番地79	松田政日
2	山陽小野田市大字郡437番地79	原田巧
3	山陽小野田市大字郡437番地79	田熊英輔
4	山陽小野田市大字郡437番地91	田熊京子
5	山陽小野田市大字郡10437番地51	市里茂
6	山陽小野田市大字郡437番地70	平内順次
7	山陽小野田市大字郡437番地79	石川満里

陳情書に同意する関係者名簿2

NO.	住所	氏名
8	山陽小野田市大字郡1906番地92	齊藤 清正
9	山陽小野田市大字郡1906番地92	齊藤 祥子
10	山陽小野田市大字郡1906番地6	沼田 香代子
11	山陽小野田市大字郡1906番地36	中洲 愛美
12	山陽小野田市大字郡85番地23	吉武 誠
13	山陽小野田市大字郡85番地23	吉武 浩子
14	山陽小野田市大字郡1906番地91	温井 令江
15	山陽小野田市大字郡1906番地91	温井 芳恵
16	山陽小野田市大字郡1906番地90	温井 寛史
17	山陽小野田市大字郡1906番地90	温井 真理子
18	山陽小野田市大字郡1906番地91	温井 武彦

敬申  
命

(残土処分場と産業廃棄物処理施設の設置場所の略図)

- 残土処分場    ● 残土処分場休止中地
- 残土処分場設置予定地
- 産業廃棄物処理施設

